

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の70.0」を「100分の65.0」に改める。

第2条 燕市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65.0」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。